

電子提供措置の開始日

2025年6月2日

第77回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

会社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

上新電機株式会社

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役及び執行役員その他の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役兼社長執行役員を委員長とする「リスク管理委員会」がコンプライアンス全体を統括する。
- ② コンプライアンスの推進については、ジョーシングループ共通ポリシーである「人権方針」「D&Iポリシー」「調達方針・調達ガイドライン」「腐敗防止方針」「環境基本方針」「ディスクロージャーポリシー」「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護方針」「製品安全自主行動指針」及び「行動規範」等を制定するとともに、当社及び子会社の役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。
- ③ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処策がコンプライアンス統括責任者（サステナビリティ推進体制に基づき選任された取締役）を通じてトップマネジメント、取締役会、執行役員会、監査役に報告される体制を構築する。
- ④ 「公益通報体制運営基準」を設け、組織的・個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の窓口を整備するとともに、通報者が相談または通報したことを理由として不利益な扱いを行わないこと等を具体的に規定した公益通報制度を導入する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することを「反社会的勢力排除に係る基本方針」及び「ジョーシングループ行動規範」において全従業員に徹底し、対応体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各マニュアル等に従い、保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ② 情報の管理については、情報セキュリティ管理基準、個人情報管理基準を制定する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危機を管理する組織としてリスク管理統括責任者（サステナビリティ推進体制に基づき選任された取締役）を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社からなる企業集団を取り巻く様々なリスクについて把握・分析・評価し、適切な対策を実施するなど、リスク管理体制の整備を推進する。
- ② リスク管理委員会は、「リスク管理委員会」の下に設置された「コンプライアンス部会」や、内部統制制度への対応を行う「内部統制部会」、その他個別業務ごとに設置された委員会等と、リスク管理に関し緊密に連携する。
- ③ リスク管理委員会は、有事における事業継続を有効に機能させるための体制として事業継続マネジメントシステム（BCMS）を整備し推進するため、リスク管理委員会の下に「BCMS推進部会」を設置する。
- ④ 不測の事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づく災害（事故）対策委員会を招集し、損害の拡大防止にあたる。

- ⑤ 社長に直属する組織として「監査部」を設置し、当社及び子会社各社の内部監査を担当させる。監査部は、内部監査規程に基づき、定期的に内部監査を実施する。監査実施項目・実施方法等については、監査部が定期的にこれを見直す。
- ⑥ 当社及び子会社各社における内部統制の運用状況については、四半期毎に内部統制担当執行役員が取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務ラインにおいて目標達成のために活動し、リスク管理委員会がその進捗を管理する。
- ② 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ③ 取締役会規則、執行役員規程、業務分掌規程、稟議決裁規程等の規律に基づき、執行役員への業務執行の決定に関する権限の移譲を進め、取締役会のモニタリング機能を強化する。
- ④ 取締役及び執行役員は自らの職務執行状況について四半期毎に取締役会に報告する。
- ⑤ 取締役会の審議をさらに活性化し、経営監督機能を強化するため、独立社外取締役を選任する。
- ⑥ 変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。
- ⑦ 業務の効率化のため、必要な電子化を推進する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社取締役当社取締役、執行役員及び幹部社員を就任させる。
- ② 子会社監査役に当社監査役を就任させる。
- ③ 当社及び子会社各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、当社コンプライアンス統括責任者がコンプライアンスを総括・推進する体制とする。
- ④ 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社においても(4)①⑥⑦について準用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会決議により、これを定める。
- ② 当該従業員に関する具体的な人事については、監査役の同意を得て取締役会がこれを定める。

(7) 取締役及び執行役員その他の従業員が監査役に報告するための体制

- ① 取締役及び執行役員その他の従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ② 取締役及び執行役員その他の従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

- ③ 当社の子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に周知する。
- ⑤ 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記①から④については社外取締役にも準用するものとする。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は取締役会の他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び執行役員その他の従業員にその説明を求めることとする。
- ② 監査役は、会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的に連携を図る。
- ③ 監査役は、監査部から当社及び子会社各社の内部監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的に連携を図る。
- ④ 監査役の職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還の請求を行ったときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑤ 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記①から④については社外取締役にも準用するものとする。

なお、反社会的勢力の排除について、当社は犯罪対策閣僚会議（2007年6月19日公表）の主旨に基づく「反社会的勢力排除に係る基本方針」を取締役会において決議し、当社ウェブサイト等に公開しております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス及びリスク管理に関する取り組みとして、当期は、取締役、執行役員、部門長、子会社社長等が参加するサステナビリティ委員会を12回、リスク管理委員会を4回開催しており、グループ各部門における諸施策の推進及び情報の共有化を図りました。
なお、リスク管理委員会の下に設置された「コンプライアンス部会」は、当期7回実施し、情報セキュリティ対策を含む各種コンプライアンス課題への対応と情報共有を図っております。また、「内部統制部会」は、当期2回の会議開催と担当メンバーによる個別会合を随時実施し、内部統制制度への対応を行っております。

リスク管理委員会の下に設置された「BCMS推進部会」は、当期7回実施し、有事における事業継続のための課題への対応と情報共有を図っています。

- ② 当社グループにおける業務の適正を確保しコンプライアンス推進を確実なものとするための行動規範として「ジョーシングループ行動規範」を2004年10月に制定し、その後も市場環境等の動向に応じて適宜改定するなど、当社グループにおける各種事業活動に対して従業員が遵守すべき事項の周知徹底に努めております。直近の改定は2019年10月です。この「グループ行動規範」は冊子にしてグループ内の全従業員に配付するとともに、社内ネットワークから閲覧できるようにしており、また、新入社員研修や役職登用候補者研修のテキストとしても活用するなど、全従業員の日常的な指導・教育に活用しております。
- また、公益通報制度につきましては、社内通報窓口を当社リスクマネジメント部内に設置するとともに、ハラスメントに特化した通報窓口を人事総務部内に設置しております。さらに、社外通報窓口を弁護士事務所に設けており、継続的に運用するとともに、従業員研修の際にも、公益通報制度の趣旨と通報窓口の案内をするなど、社内周知に努めております。
- なお、反社会的勢力への対応につきましても、契約書等への反社会的勢力排除条項挿入等をはじめとした取り組みを継続して実施しております。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するための取り組みとしては、毎年期初に内部統制の評価範囲の見直しを行っております。当期は、当社と子会社1社（ジョーシンサービス株式会社）を評価範囲として、全社的な内部統制を行うとともに、当社を重要な事業拠点とするIT全般統制、主要な業務プロセスの内部統制について、整備状況及び運用状況の評価を実施しました。
- ④ 当期は、取締役会を18回、監査役会を14回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の確認等を行いました。また、取締役会における決定事項の事前協議、周知、遂行及び執行役員相互の連絡、連携を目的とする執行役員会を49回開催しており、経営課題に対する取締役会での議論の活発化と意思決定の迅速化、ガバナンスの強化につなげています。
- また、独立社外取締役を4名選任しており、取締役会においてその見識を踏まえた意見等により、取締役会における経営判断の適切性の向上と監督機能の強化を図っております。
- ⑤ 監査の実効性を高めるため、常勤監査役と監査部との情報交換ミーティングを定期的に行っており、当期は9回実施しました。その他、常勤監査役は執行役員会、リスク管理委員会等の重要な会議にも出席しております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下「方針決定」といいます。）を支配する者は、長年にわたり築き上げたお客さま、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならないと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆さまの総意に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主に対して買付提案の内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(2) 基本方針実現のための具体的な取り組みの概要

① 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客さまに快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客さまとの信頼関係の構築に努めております。

現在、当社を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。少子高齢化がもたらす人口・世帯数の減少や高齢単身世帯の増加といった人口動態の変化、ＩＣＴの高度化、性別・年齢・国籍などに囚われず、それぞれ「個」を尊重し、認め合うというダイバーシティ&インクルージョンの浸透、さらには気候変動など、人を取り巻く社会構造や環境、価値観が大きく変化する中で、私たちの生活様式も大きく変わろうとしています。

そういった社会変化の現状と課題を踏まえたうえで、当社の理念体系の根幹を成す社は「愛」（「常に相手の立場に立って考え行動する」の意）の基本精神に則り、経営理念を改定いたしました。

【新経営理念】

「人と社会の未来を笑顔でつなぐ」

新経営理念には、長期的な視点で未来を考え、社会のあるべき姿を思い描き、また「持続可能で誰ひとり取り残さない社会」を私たちの未来世代に引き継いでいきたいという思いを込めました。

また、当社が新たに創造する社会価値を「高齢社会のレジリエンス強化支援」と「家庭のカーボンニュートラルの実現」の二つに整理し、その実現のために「家電とICTの力で生活インフラのHubになる」を経営ビジョンと決めました。

家電販売を主とする小売業にとって、将来像に大きな影響を与えるものは、大きく2つあると考えております。ひとつは「少子高齢化」です。「少子高齢化」による人口・世帯数の減少、高齢単身世帯の増加は、消費者の購買行動の変化と市場規模の縮小、労働人口の減少という課題を内包しています。当社は、リスクとしてこの課題に対処しつつ、新たな事業機会として捉え、当社が提供すべき社会の持続的な発展を支える価値のひとつを、「高齢社会のレジリエンス強化支援」といたしました。

当社は、「レジリエンス」を”元の状態への復元”に留まらず、“変化への適応”と考えています。超高齢社会に変化していくことを踏まえ、当社はその変化の中でもチャンスを見だし、保有する営業ノウハウを上手く掛け合わせ、新たな付加価値を生み出し、提供し続けることを目指しています。

2つ目は、「気候変動」です。当社は、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言への賛同を2021年7月に表明いたしました。気候変動をはじめとする環境問題は、生物多様性を脅かすだけでなく、世界経済にきわめて大きな影響を与える重大なリスクと言えます。その対策としてのカーボンニュートラルな社会の実現は、世界共通の目標であり、日本も2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを公約しております。世界各地で頻発する大規模自然災害を目の当たりにして気候変動への対応が喫緊の課題であるとの認識は高まっています。企業にとって環境課題はリスクですが、人々の環境認識の高まりは、対処の仕方ひとつでチャンスに転化することもできます。当社では家電販売を通じて、創エネ・蓄エネ・省エネ性能の高い家電製品（太陽光発電・蓄電池・省エネ家電製品など）を普及させるとともに、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を通じた循環型社会の構築にも積極的に取り組み、社会価値の向上に貢献してまいります。

以上の取り組みは、当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであると考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2007年6月22日開催の当社定時株主総会での決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、2010年6月25日開催の当社定時株主総会、2013年6月27日開催の当社定時株主総会、2016年6月28日開催の当社定時株主総会、2019年6月25日開催の当社定時株主総会、次いで2022年6月24日開催の当社第74回定時株主総会において、それぞれ一部改定を行ったうえで、株主の皆さまのご承認をいただき更新いたしました。（更新後の現行の対応方針を、以下「現対応方針」といいます。）現対応方針の有効期間は、2025年6月24日開催の当社第77回定時株主総会の終結の時までとなっております。

(3) 具体的な取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

基本方針の実現に資する特別な取り組みについては、お客さまに快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取り組みであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取り組みについて

当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、株主の皆さまが十分な時間や情報に基づいて判断すること等を可能にするために現対応方針への更新を決定したものであり、現対応方針は、基本方針に沿った取り組みであると考えております。

その内容としても、あらかじめ大規模買付者が遵守すべき一定のルールを設定し、大規模買付者がかかるルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合にのみ一定の対抗措置を採るものとされていることから、現対応方針は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するための取り組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、現対応方針は、当社取締役会が現対応方針を適正に運用し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置しております。そして大規模買付者に対する対抗措置の発動を行うか否かの判断を行う場合には、当社取締役会が独立委員会に対して諮問し、かかる諮問に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重することで、当社取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっております。このようなことから、現対応方針は、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

さらに、現対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（Ⅰ 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、Ⅱ 事前開示・株主意思の原則、Ⅲ 必要性・相当性の原則）を充足しており、高度の合理性を有する措置であります。

現対応方針は、3年毎にその継続の可否について株主の皆さまに決議していただく予定となっております。この点からも、現対応方針は、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

買収防衛策の非継続（廃止）

2007年6月22日開催の第59回定時株主総会にて導入が決議された現対応方針は、2025年6月24日開催の第77回定時株主総会の終結の時までとなっております。しかしながら、当社を取り巻く経営環境の変化や買収への対応方針の最近の動向、機関投資家をはじめとする株主の皆様からのご意見などを踏まえ、2025年4月14日開催の取締役会において、第77回定時株主総会の終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

なお、当社は現対応方針廃止後も、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為が行われる場合には、当該行為を行う者に対して、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報を求めるとともに、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、その時点で採用可能かつ適切と考えられる施策を講じてまいります。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,121	18,927	70,330	△3,701	100,677
当期変動額					
剰余金の配当			△2,371		△2,371
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,407		3,407
土地再評価差額金の取崩			△516		△516
自己株式の取得				△1,765	△1,765
自己株式の処分		317		837	1,155
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	317	520	△928	△89
当期末残高	15,121	19,245	70,850	△4,630	100,587

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	4,314	△954	575	3,935	104,613
当期変動額					
剰余金の配当					△2,371
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,407
土地再評価差額金の取崩					△516
自己株式の取得					△1,765
自己株式の処分					1,155
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,212	710	643	142	142
当期変動額合計	△1,212	710	643	142	52
当期末残高	3,102	△244	1,219	4,077	104,665

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

〈連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〉

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

12社 ジョーシンサービス株式会社
ジョーシンテック株式会社
ジェー・イー・ネクスト株式会社
兵庫京都ジョーシン株式会社
ジャプロ株式会社
東海ジョーシン株式会社
関東ジョーシン株式会社
滋賀ジョーシン株式会社
和歌山ジョーシン株式会社
J・P・S 商事株式会社
北信越ジョーシン株式会社
J S D INSURANCE PTE.LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 ……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品……………先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無 形 固 定 資 産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3)重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ポ イ ン ト 引 当 金……………ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントのうち、販売時にポイントを付与するサービスの提供に係るもの以外のポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

株 式 報 酬 引 当 金……………株式交付規程に基づく取締役、執行役員及び従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、取締役、執行役員及び従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、J S D INSURANCE PTE.LTD.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象	(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
	金利スワップ	長期借入金の利息

ヘッジ方針……………当社グループのリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法……………金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

収益及び費用の計上基準

当社グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益は、主に店頭販売やインターネット販売等における商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

販売時のポイント付与サービスの提供については、付与したポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、当該ポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っており、ポイントの行使及び失効の時点において収益を認識しております。また、財またはサービスに対する保証については、財またはサービスに対する保証が合意された仕様に従って意図したとおりに機能することの保証ではなく、顧客にサービスを提供する保証である場合、当該保証を履行義務として識別しており、顧客との保証の内容に基づき収益を認識しております。

〈会計方針の変更に関する注記〉

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しており、当該会計方針の変更は、遡及適用されております。

グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号2024年3月22日）を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

〈表示方法の変更に関する注記〉

連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「家賃地代」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「家賃地代」は5百万円であります。

〈会計上の見積りに関する注記〉

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

(単位：百万円)

減損損失	※1	1,448
有形固定資産		72,968
無形固定資産		3,612
その他		125
合計	※2	76,706

※1.減損損失のうち店舗における資産グループ(35店舗)は1,378百万円であります。

※2.固定資産の減損に係る会計基準の対象となる固定資産の計上額を記載しております。なお、固定資産のうち店舗における資産グループ(215店舗)は65,923百万円であります。

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、店舗資産については店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動による損益が継続してマイナスとなった場合等、資産グループに減損の兆候があると判断した場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とその帳簿価額との比較を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、各店舗の将来キャッシュ・フローの基礎となる売上成長率と売上総利益率であります。売上成長率は過去の一定期間における平均売上成長率の範囲内で、売上総利益率は直近年度の実績率を勘案して算定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの主要な仮定である売上成長率や売上総利益率には不確実性が伴うため、市場環境の変化によっては、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

〈追加情報〉

1. 取締役及び当社と委任関係にある執行役員に対する信託を用いた株式報酬制度

当社は、2017年6月27日開催の第69回定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。以下同様）及び当社と委任関係にある執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 制度の概要

当社の業績及び株式価値と当社取締役等の報酬との連動性をより明確にし、当社取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2017年9月1日に導入いたしました。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。信託期間約3年）が当社株式を取得し、当社取締役等に対して、当社が定める株式交付規程に従って、当社株式が本信託を通じて交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当社取締役等の退任時となります。また、2020年6月23日開催の取締役会及び2023年4月18日開催の取締役会において、株式交付規程の一部改訂を行ったうえでそれぞれ3年間延長することが決議されております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数 639百万円、249千株

2. 従業員に対する信託を用いた株式報酬制度

当社は、2024年5月7日開催の取締役会決議に基づき、当社及び当社グループのうち一部の会社の従業員（以下総称して、「従業員」といいます。）に対し、信託を用いた株式報酬制度であるRS信託（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 制度の概要

本制度は、従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員の帰属意識を醸成し、経営参画意識を持たせ、当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的としております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して当社が定める株式交付規程に従って、付与するポイントに応じた数の当社株式を交付するものです。なお、従業員に交付される当社株式については、当社と各従業員の間で譲渡制限契約を締結することにより退職までの譲渡制限を付すものとしております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数 1,150百万円、450千株

〈連結貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産の減価償却累計額 52,535百万円
2. 土地の再評価について（連結計算書類作成会社）

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)及び「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出する方法によっております。

(2) 再評価を行った年月日 2001年3月31日

(3) 再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △764百万円

〈連結損益計算書に関する注記〉

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 402,378百万円

〈連結株主資本等変動計算書に関する注記〉

- 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 28,000,000株
- 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,371	90	2024年3月31日	2024年6月26日

(注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託口に対する配当金22百万円が含まれております。

- 3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,654	100	2025年3月31日	2025年6月25日

(注) 配当金の総額には、役員及び従業員向け株式交付信託口に対する配当金69百万円が含まれております。

- 4. 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数
該当事項はありません。
- 5. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

〈金融商品に関する注記〉

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、売掛金管理規程及び経理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については月末ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は市場リスク管理規程に従い、基本的に市場リスクのヘッジ目的でのみ利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（(注2)を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。売掛金、未収入金、支払手形及び買掛金並びにコマーシャル・ペーパーについても短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券			
其他有価証券	5,973	5,973	—
(2)差入保証金	12,600	10,754	△1,846
資産 計	18,574	16,728	△1,846
長期借入金	39,025	38,932	△92
負債 計	39,025	38,932	△92
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. デリバティブ取引に関する事項

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 市場価格のない株式等

非上場株式等（連結貸借対照表計上額59百万円）は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優位順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	5,973	—	—	5,973
資産計	5,973	—	—	5,973

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	—	10,754	—	10,754
資産計	—	10,754	—	10,754
長期借入金	—	38,932	—	38,932
負債計	—	38,932	—	38,932

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

〈賃貸等不動産に関する注記〉

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

〈収益認識に関する注記〉

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

一時点で認識する収益	396,912百万円
一定期間にわたって認識する収益	5,466百万円
顧客との契約から生じる収益	402,378百万円
その他の収益	881百万円
外部顧客への売上高	403,259百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

一時点で認識する収益は、主に店頭販売やインターネット販売等における商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡しした時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

一定期間にわたって認識する収益は、財またはサービスに対する保証であります。この収益は、財またはサービスに対する保証が合意された仕様に従って意図したとおりに機能することの保証ではなく、顧客にサービスを提供する保証である場合、当該保証を履行義務として識別しております。

その他の収益は、主に当社グループの店舗等へのテナント誘致や遊休物件の賃貸に伴う不動産賃貸収入等からなります。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権	(期首残高)	20,115百万円
顧客との契約から生じた債権	(期末残高)	25,390百万円
前受金	(期首残高)	5,475百万円
前受金	(期末残高)	6,361百万円
契約負債	(期首残高)	23,316百万円
契約負債	(期末残高)	23,768百万円

前受金は、6,361百万円を流動負債の「その他」に含めて表示しており、店頭販売やインターネット販売等における商品売上のうち、当連結会計年度末時点において顧客への引渡しの完了していないものの残高であり、今後商品を顧客に引渡しした時点で履行義務が充足するものであります。

契約負債は、流動負債に9,466百万円、固定負債に14,302百万円計上しており、販売時に付与したポイント及び財またはサービスに対する保証のうち、当連結会計年度末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の前受金残高に含まれていたものは5,475百万円であります。また、期首の契約負債残高に含まれていたものは、販売時にポイントを付与するサービスの提供に係るものが2,239百万円、財またはサービスに対する保証に係るものが5,466百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2025年3月31日現在、顧客への商品の引渡し完了していない、商品売上に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は6,361百万円であります。当該残存履行義務について、商品を顧客に引渡しした時点で履行義務が充足すると判断されるため、その性質上、1年以内に収益を認識することを見込んでおります。

販売時にポイントを付与するサービスの提供に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は4,046百万円であります。当該残存履行義務について、ポイントの行使及び失効の時点において収益を認識することを見込んでおります。

また、財またはサービスに対する保証に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は19,722百万円であります。当該残存履行義務について、顧客との保証の内容に基づき今後3年、5年または10年で収益を認識することを見込んでおります。

〈1 株当たり情報に関する注記〉

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,049円47銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 131円13銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員及び従業員向け株式交付信託口に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は662千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は699千株であります。

〈重要な後発事象に関する注記〉

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金
当期首残高	15,121	5,637	13,289	13,000	44,420
当期変動額					
剰余金の配当					△2,371
当期純利益					1,855
土地再評価差額金の取崩					△516
自己株式の取得					
自己株式の処分			317		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	317	—	△1,031
当期末残高	15,121	5,637	13,607	13,000	43,388

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等 合 計	
当期首残高	△3,701	87,767	4,309	△954	3,354	91,121
当期変動額						
剰余金の配当		△2,371				△2,371
当期純利益		1,855				1,855
土地再評価差額金の取崩		△516				△516
自己株式の取得	△1,765	△1,765				△1,765
自己株式の処分	837	1,155				1,155
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△1,210	710	△500	△500
当期変動額合計	△928	△1,642	△1,210	710	△500	△2,142
当期末残高	△4,630	86,125	3,098	△244	2,854	88,979

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〈重要な会計方針に係る事項に関する注記〉

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法

満期保有目的の債券 ……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品……………先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 …… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無 形 固 定 資 産 …… 定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…… リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ポ イ ン ト 引 当 金……………ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントのうち、販売時にポイントを付与するサービスの提供に係るもの以外のポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

株 式 報 酬 引 当 金……………株式交付規程に基づく取締役、執行役員及び従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、取締役、執行役員及び従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益は、主に店頭販売やインターネット販売等における商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

販売時のポイント付与サービスの提供については、付与したポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、当該ポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っており、ポイントの行使及び失効の時点において収益を認識しております。また、財またはサービスに対する保証については、財またはサービスに対する保証が合意された仕様に従って意図したとおりに機能することの保証ではなく、顧客にサービスを提供する保証である場合、当該保証を履行義務として識別しており、顧客との保証の内容に基づき収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象	(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
	金利スワップ	長期借入金の利息

ヘッジ方針……………当社のリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法……………金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

〈会計方針の変更に関する注記〉

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日)を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

〈表示方法の変更に関する注記〉

損益計算書

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「家賃地代」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「家賃地代」は2百万円であります。

〈会計上の見積りに関する注記〉

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：百万円)

減損損失	※1	1,448
有形固定資産		72,713
無形固定資産		3,586
その他		125
合計	※2	76,425

※1.減損損失のうち店舗における資産グループ(35店舗)は1,378百万円であります。

※2.固定資産の減損に係る会計基準の対象となる固定資産の計上額を記載しております。なお、固定資産のうち店舗における資産グループ(208店舗)は65,708百万円であります。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表〈会計上の見積りに関する注記〉」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〈追加情報〉

- 取締役及び当社と委任関係にある執行役員に対する信託を用いた株式報酬制度
- 従業員に対する信託を用いた株式報酬制度

「連結注記表〈追加情報〉」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〈貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産の減価償却累計額		51,976百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	短期金銭債権	778百万円
	短期金銭債務	33,223百万円
	長期金銭債務	8百万円

3. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)及び「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- (1) 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出する方法によっております。
- (2) 再評価を行った年月日 2001年3月31日
- (3) 再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 764$ 百万円

〈損益計算書に関する注記〉

1. 関係会社との取引高	営業取引による取引高	
	売上高	1,604百万円
	仕入高(外注費を含む)	18,146百万円
	その他の営業取引高	5,968百万円
	営業取引以外の取引による取引高	651百万円
2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額		401,019百万円

〈株主資本等変動計算書に関する注記〉

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 2,153,308株

(注) 自己株式数については当事業年度末に役員及び従業員向け株式交付信託口が保有する当社株式699,522株を含めて記載しております。

〈税効果会計に関する注記〉

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産	
減損損失	1,883百万円
契約負債	1,685百万円
資産除去債務	1,262百万円
賞与引当金	813百万円
棚卸資産評価損	684百万円
投資有価証券評価損	107百万円
その他	823百万円
小計	7,260百万円
評価性引当額	△2,168百万円
合計	5,092百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	1,658百万円
その他有価証券評価差額金	1,324百万円
長期修理保証制度保険料	613百万円
資産除去債務に対応する除去費用	548百万円
その他	48百万円
合計	4,192百万円
繰延税金資産の純額	899百万円

② 再評価に係る繰延税金負債

再評価に係る繰延税金資産	342百万円
評価性引当額	△342百万円
計	一百万円
再評価に係る繰延税金負債	387百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更して計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は38百万円減少し、法人税等調整額が0百万円増加し、その他有価証券評価差額金が37百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債が10百万円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

〈関連当事者との取引に関する注記〉

子会社 (単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	ジョーシンサービス 株式会社	所有 直接 100.0%	商品の配送、据付、修理及び保守業務の委託 資金の借入 役員の兼任	資金の借入	17,100	短期借入金	8,000
				資金の返済	16,600		
				利息の支払 (注)	49	未払費用	—
	ジョーシンテック 株式会社	所有 直接 100.0%	長期修理保証制度加入受付業務の受託 資金の借入 役員の兼任	資金の借入	54,050	短期借入金	21,300
				資金の返済	51,500		
				利息の支払 (注)	132	未払費用	7

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

〈収益認識に関する注記〉

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表〈収益認識に関する注記〉」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〈1株当たり情報に関する注記〉

1. 1株当たり純資産額 3,442円59銭
2. 1株当たり当期純利益 71円39銭
- (注) 株主資本において自己株式として計上されている役員及び従業員向け株式交付信託口に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
- 1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は662千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は699千株であります。

〈重要な後発事象に関する注記〉

該当事項はありません。